

令和7年度独立行政法人酒類総合研究所調達等合理化計画の自己評価

令和8年6月  
(独) 酒類総合研究所

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規取組			目標の達成状況(※)		
1 重点的取組						
(1) 汎用的な物品・役務に関する調達 共同調達の実施品目については、7件以上とする。また、中小企業者の受注の機会を増大を図るため、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の設定に努める。		過年度調達の分析や共同調達先及び共同調達可能な契約の選定を行い、広島国税局、中国財務局及び中国運輸局と「PPC用紙購入契約」及び「緑地維持管理業務」等の7件について共同調達を実施した。	取組を行った結果、経費削減や質の高い調達を実施できたほか、契約事務量の削減にもつながり、一定の取組効果が出ているものと評価している。	A	-	引き続き実施する。
(2) 企画提案型入札の実施 限られた予算の中で質の高い調達を行うため、中小企業者の受注の確保等に留意しつつ、総合評価落札方式や企画競争などの企画提案型競争入札について可能な限り実施することとし、令和7年度は1件以上実施することを目標とする。		企画提案型入札の実施なし		C		引き続き可能な限り1件以上実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規取組			目標の達成状況(※)		
2 調達に関するガバナンスの徹底						
(1) 随意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に研究所内に設置された契約審査委員会（委員長は契約責任者）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、緊急の必要によりただちに随意契約を行わなければならない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。		令和7年度は、随意契約を締結した3件の契約について、契約審査委員会で点検を行い、会計規程との整合性及び随意契約となる妥当性について問題はないものと判断した。	新たな随意契約について、契約審査委員会での審査を受けることにより、本件契約が競争性を阻害するものではないことを確認できた。	A	-	引き続き実施する。
(2) 不祥事事件の未然防止に関する研修の実施 不祥事事件を未然に防止するため、研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」や新聞等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めることとする。 また、研修の実施に当たっては、受講者に理解度チェック兼アンケートを実施して研修効果を定量的に測定し、その結果を次回の研修に反映させることで研修内容の充実を図り、研修効果の向上に努めることとする。		全体研修において、研究所職員（非常勤職員含む）を対象とした研修を実施し、「会計検査院決算検査報告」等で明らかになった不祥事事例を紹介することにより、調達における規程等の遵守の重要性について理解を深めた。	調達における会計規程等の遵守の重要性について理解を深めることができた。 なお、職員意見等については、今後の研修に反映させ、研修内容の更なる充実を図ることとする。	A	-	引き続き実施する。

(※) 目標の達成状況について

	定量的な目標	定性的な目標
A	目標達成率90%以上	計画に記載した内容を概ね実施した取組
B	目標達成率50%以上	計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等（自府省庁内の他部局、他府省庁等）との調整を行った取組
C	目標達成率50%未満	何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

調達等合理化計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	新規取組			目標の達成状況(※)		
3. 自己評価の実施						
<p>調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。</p>		<p>令和6年度末終了時に調達等合理化計画の自己評価を行い、「令和6年度業務実績報告書」へ反映させ、主務大臣へ報告した。</p>	<p>令和6年度の主務大臣評価「A」</p> <p>《令和7年度取組状況》 調達等合理化については、共同調達の維持推進及び企画提案型入札の実施により、質の高い調達の達成や経費削減に貢献したほか、契約事務量の削減にもつなげたなど、適切に実施した。</p>	A	-	引き続き実施する。
4. 推進体制						
<p>(1) 推進体制 本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会等により調達等合理化に取り組むものとする。</p>		<p>令和7年度上半期終了後に、予算計画の進捗状況及び契約案件の確認を行った。</p>	<p>令和7年度上半期における計画の進捗状況を的確に把握することができた。</p>	A	-	引き続き実施する。
<p>(2) 契約監視委員会の活用 監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。</p>		<p>契約監視委員会を2回（令和7年6月、12月）開催し、調達等合理化計画の策定及び契約案件の事後点検を行い、審議概要について公表を行った。</p>	<p>契約監視委員会からの意見をその後の取組の参考とすることができた。</p>	A	-	引き続き実施する。
5. その他						
<p>調達等合理化計画及び自己評価結果等については、研究所のホームページにて公表するものとする。</p>		<p>令和6年度調達等合理化計画自己評価結果及び令和7年度調達等合理化計画についてホームページで公表を行った。</p>	<p>取組の透明性を確保することができた。</p>	A	-	引き続き実施する。